

議会九月定例会開催

議会九月定例会は、去る、九月

二十四日から会期三日をとり、会議は二十四・二十六日の両日に開催されました。

本議会には、一般会計補正予算案をはじめ四件の議案が提案され各案件ともに原案どおり可決されました。

本議会には、一般会計補正予算案をはじめ四件の議案が提案され各案件ともに原案どおり可決されました。

本議会には、一般会計補正予算案をはじめ四件の議案が提案され各案件ともに原案どおり可決されました。

一般質問では、町有地の有効利用・町有財産の管理状況および町営住宅行政に関する質問がありました。

団員	班長及び副班長	副分團長及び副分團長	團長	階級	勤務年数		
						十五年未満	二十一年以上
二〇,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	四五,〇〇〇円	五五,〇〇〇円	六〇,〇〇〇円	七〇,〇〇〇円	八〇,〇〇〇円
三五,〇〇〇円	四五,〇〇〇円	五六,〇〇〇円	六五,〇〇〇円	七八,〇〇〇円	九〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一一〇,〇〇〇円
五一,〇〇〇円	五五,〇〇〇円	六五,〇〇〇円	七八,〇〇〇円	九五,〇〇〇円	一〇五,〇〇〇円	一一五,〇〇〇円	一二五,〇〇〇円
六〇,〇〇〇円	六五,〇〇〇円	七五,〇〇〇円	八五,〇〇〇円	九五,〇〇〇円	一〇五,〇〇〇円	一一五,〇〇〇円	一二五,〇〇〇円
八〇,〇〇〇円	八五,〇〇〇円	九五,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一一〇,〇〇〇円	一二〇,〇〇〇円	一三〇,〇〇〇円	一四〇,〇〇〇円

的に改めるもの（前号参照）
▽六月十五日に支給する期末手当の特例に関する条例制定。
議会議員、特別職および一般職の職員に支給する六月期末手当のほか特例により、報酬給料月額の百分の九十プラス一万円を支給するもの。

○定例議会（九月）
▽一般会計補正予算（三号）
歳入歳出ともに五八九三万円を追加し、予算総額を一二億六三八三万七千円とするもの。
各款ごとの計上額は次のとおり
総務費 二三九六千円
民生費 一二七一千円
衛生費 六八七千円
農林水産費 四〇三八〇千円
商工費 三〇五千円
土木費 二一六三千円
消防費 二九一千円
教育費 七七六一千円
災害復旧費 三六七千円

▽消防団員等公務災害補償条例の一部改正。
消防団員および消防作業従事者が公務により損害を受けたときの補償金の算定基礎額を引き上げるもの。

▽消防団員の退職報償金の支給に関する条例の一部改正。

退職金の支給条件の年限が十五年以上であつたものを十年以上に改めるもの、各階級別の支給額は別表のとおり。

▽印鑑条例の全部を改正する条例制定。

印鑑の登録・証明の制度を全面

▽印鑑の登録・証明の制度を全面

▽印鑑の登録・証明の制度を全面

▽印鑑の登録・証明の制度を全面

▽印鑑の登録・証明の制度を全面

▽印鑑の登録・証明の制度を全面

▽印鑑の登録・証明の制度を全面

▽印鑑の登録・証明の制度を全面

▽印鑑の登録・証明の制度を全面

▽印鑑の登録・証明の制度を全面

結核検査実施計画表

月日(曜日)	時間	実施場所
十一月十一日(木)	午前九時～十一時三十分	古川青年館
十一月十二日(金)	午前九時～十一時三十分	東町児童館
十一月十三日(木)	午前九時～十一時三十分	上町青年館
十一月十四日(木)	午前九時～十一時三十分	栗山青年館
十一月十五日(木)	午後一時～三時	横芝町役場職員会館(旧NHK寮)
十一月十六日(金)	午前九時～十時	鳥喰下集会所
十一月十七日(土)	午前九時三十分～十一時三十分	鳥喰下集会所
十一月十八日(日)	午後一時～三時	上堺農協
十一月十九日(月)	午前九時三十分～十一時三十分	牛熊青年館
十一月二十日(火)	午後一時～三時	木戸台青年館
十一月二十一日(水)	午前九時～十時	於幾青年館
十一月二十二日(木)	午前九時～十時	坂田農村協同館
十一月二十三日(金)	午前九時～十時	中台農村協同館
十一月二十四日(土)	午前九時～十時	南川岸青年館
十一月二十五日(日)	午前九時～十時	立会青年館
十一月二十六日(月)	午前九時～十時	屋形共同青年館
十一月二十七日(火)	午前九時～十時	坂田農村協同館
十一月二十八日(水)	午前九時～十時	南川岸青年館
十一月二十九日(木)	午前九時～十時	立会青年館
十一月三十日(金)	午前九時～十時	屋形共同青年館
十一月三十一日(土)	午前九時～十時	坂田農村協同館
十一月二十二日(月)	午前九時～十時	新島農村協同館
十一月二十三日(火)	午前九時～十時	北清水青年館
十一月二十四日(水)	午前九時～十時	関場青年館
十一月二十五日(木)	午前九時～十時	横芝町役場